

問い合わせ先

海上保安庁交通部整備課浮標室

花野一誠(主任浮標技術官)

03-3591-6361(内線 6801)

03-3591-7913(夜間直通)

平成 19 年 4 月 23 日

海 上 保 安 庁

平成 18 年度における灯浮標等への船舶接触事故について

(マナーの低下? 当て逃げ事故増加!!)

平成 18 年度における灯浮標及び浮体式灯標への船舶接触事故は、過去 5 年で最も事故が少なかった平成 17 年度の 77 件から一転して、102 件となり 25 件(32%)の増加となりました。

(詳細は、別紙の「灯浮標等への船舶接触事故発生状況」を参照下さい。)

102 件の事故のうち、海上保安庁へ通報することなく、現場を立ち去る、いわゆる「当て逃げ」が 76 件(75%)と非常に高い割合を占めています。

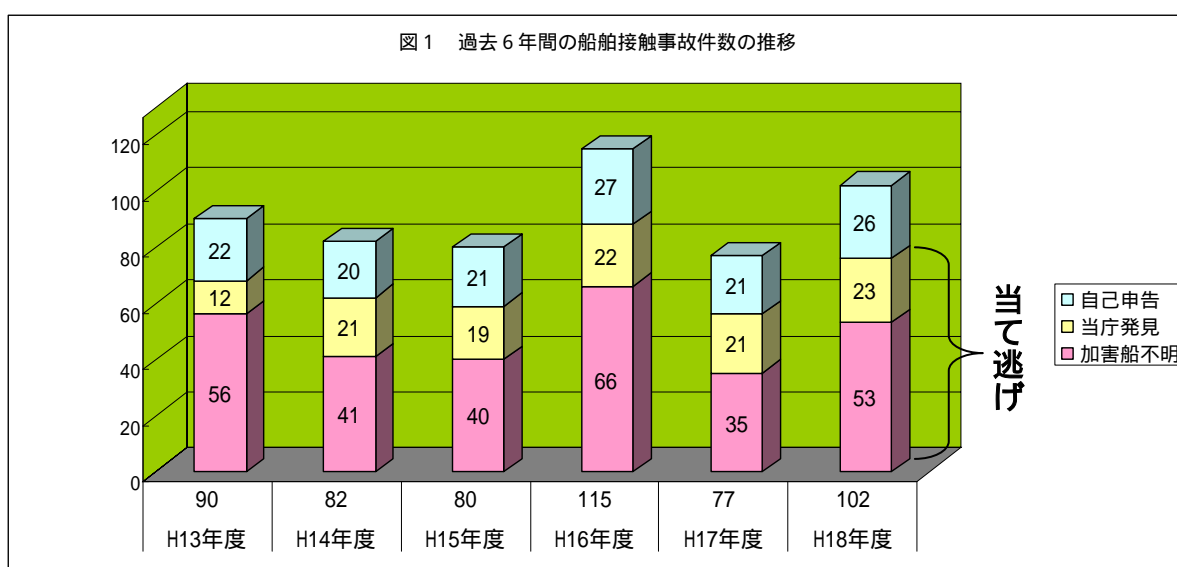
灯浮標等への接触は、接触した船舶にも大きな危険があり、過去には自船が浸水し半没状態となってしまった事故も報告されています。また、灯浮標等が沈没したり、位置が移動したり、灯火が消えたりすると、本来の目的である航路や障害物を明示するという役割が果せなくなり、その役割とは逆に障害物となって他の船舶に危険を及ぼすこととなります。

船舶運航者の皆様には、灯浮標等への接触事故を起こさないよう安全運航に努めるとともに、万が一灯浮標等に接触した場合、他船が灯浮標等に接触する事故を目撃した場合や灯浮標等に損傷を発見した場合には、最寄りの海上保安部署又は 118 番へ通報していただきますようお願いいたします。

1. 灯浮標等への船舶接触事故発生状況

海上保安庁では、港湾、航路、狭水道、浅瀬などに灯浮標及び浮体式灯標等を全国に1,429基設置していますが、毎年多くの船舶接触事故により被害を受けており、平成18年度は、灯浮標で80件、浮体式灯標で22件、あわせて102件の事故が発生しています。

平成17年度は、過去5年で最も事故が少なく77件でしたが、平成18年度は一転、102件と25件(32%)も増加しています。



灯浮標の船舶接触事故事例
関門航路第十八号灯浮標(門司)



浮体式灯標の破損事故事例
千葉港口第七号灯浮標(千葉)

2. 当て逃げ対策

平成18年度に発生した「当て逃げ」76件のうち、23件については当庁が発見しましたが、残りの53件については、加害船が判明していません。

海上保安庁では当て逃げ対策として、灯浮標等にマーキング装置を取付けて、加害船の発見に役立てています。

マーキング装置とは、船舶が灯浮標に接触した際に装置先端のセンサーが折れ、内部の特殊塗料がバネ圧によって加害船方向に噴射され船体に付着、衝突加害船の判明を容易にさせる装置で、全国284標識に設置されています。

また、灯浮標等には管理する海上保安部に通報する装置も取り付けられています。



マーキング装置取付状況
関門第二航路第一号灯浮標（若松）

特殊塗料付着状況